２．浜松未来総合専門学校学則

昭和59年12月24日　制定
令和 6年 2月27日　改正

第１章　総　則

（名　称）
第１条　この専修学校は、浜松未来総合専門学校（以下「本校」という。）という。

（位　置）
第２条　本校は、浜松市中央区中央三丁目１０番３１号に置く。

（目　的）
第３条　本校は、教育基本法の精神に則り、学校教育法に従い、工業分野における産業の発展に対応する情報処理、商業実務分野における実務教育と専門知識、教育・社会福祉分野における社会性と豊かな人間性、文化・教養分野における芸術性の素養と創造的技能並びに各分野に関連する専門技術についての教育を行い、有能な職業人、社会人の育成を通して、産業の振興と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（課程・修業年限等）
第４条　課程名、学科名、昼夜の別、修業年限、入学定員、総定員及び入学資格は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員	入学資格
専門課程（文化・教養）	グラフィックデザイン科	昼	3年	２０人	６０人	高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の者
	メイク・ブライダル科	昼	2年	２０人	４０人	
専門課程（工業）	デジタルコンテンツ科	昼	3年	２０人	６０人	
	セキュリティネットワーク科	昼	2年	２０人	４０人	
	ＡＩ×コンピュータ科	昼	2年	５０人	１００人	
	ゲームクリエイト科	昼	3年	２５人	７５人	
	ＣＡＤデザイン科	昼	2年	２０人	４０人	
	国際ＩＴ・ＣＡＤ科	昼	2年	２０人	４０人	
専門課程（商業実務）	医療事務科	昼	2年	２５人	５０人	
	国際観光・ビジネス科	昼	2年	２０人	４０人	

専門課程 (教育・社会福祉)	未 来 こ ど も 科	昼	2年	４０人	８０人	
	国 際 介 護 福 祉 科	昼	2年	３０人	６０人	

２　本校は、前項とは別に次の附帯事業を行うものとする。

講 座 名	昼夜別	総定員	受 講 資 格
総合講座	昼・夜	３０人	問わない
情報処理基礎講座	昼	１００人	

講座時間数については、校長が別に定める。

第２章　学年・学期及び休業日

（学　年）

第５条　本校の学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（学　期）

第６条　学期は、次の２学期とする。

前期　　４月１日から　　９月３０日まで

後期　１０月１日から　翌年３月３１日まで

（休業日）

第７条　休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認めた場合には、休業日を変更することができる。

（１）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

（２）土曜日及び日曜日

（３）学年始休業日　４月１日から４月１０日までの間において校長が定める期間

（４）夏季休業日　　８月１日から８月３１日（以下前号に同じ。）

（５）冬季休業日　　１２月２０日から１月１０日（同上）

（６）春季休業日　　３月２１日から３月３１日（同上）

（７）その他校長が必要と認めた休業日　　１０日以内

（始業・終業の時刻）

第８条　本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

（１）専門課程は、午前９時１０分から午後４時３０分までとする。

（２）専門課程の内、２部制で運営する課程の時刻は、次のとおりとする。

第１部は、午前９時１０分から午後０時３０分までとする。

第２部は、午後１時１０分から午後４時３０分までとする。

（３）附帯事業の教育課程は、午前９時２０分から午後９時までとする。

２　校長は授業上やむを得ないときは、始業・終業の時刻を変更することができる。

第３章　教育課程及び授業日時数

（教育課程及び授業日時数）
第９条　本校の教育課程及び授業日時数は、別表（１）による。
２　別表に定める授業時数の１単位時間は、４５分とする。

（長期にわたる教育課程の履修）
第１０条　単位制による学科は、学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該単位制による学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
２　修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認める条件等は、校長が別に定める。

（授業時数の単位数への換算）
第１１条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義にあっては１５時間をもって１単位、演習・実習等にあっては３０時間をもって１単位とする。

第４章　教育課程の修了及び卒業の認定

（認定の基準）
第１２条　本校の教育課程の修了又は卒業は、所定の課程を修了した者について、成績評価の上認める。

（成績評価）
第１３条　成績評価は、学期末と学年末に試験を行い、平素の成績と試験の成績により合格を認定する。
２　試験は、授業料を完納し、かつ履修した科目に限り受けることができる。
３　成績評価の基準は、校長が別に定める。

（他の専修学校における授業科目の履修）
第１４条　教育上有益と認めるときは、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該課程の修了に必要な総授業時数の２分の１を超えない範囲で、当該課程における科目の履修とみなす。

（専修学校以外の教育施設等における授業科目の履修）
第１５条　教育上有益と認めるときは、生徒が行う大学、短期大学又は文部大臣が別に定める教育施設等における授業科目の履修を、第１４条の科目の履修と合わせて当該課程の修了に必要な総授業時数の２分の１を超えない範囲で、当該課程における科目の履修とみなす。

（入学前の授業科目の履修）
第１６条　教育上有益と認めるときは、生徒が本校に入学する前に行った専修学校の専門課程における履修並びに大学、短期大学等における授業科目の履修を、第１４条及び第１５条の科目の履修と合わせて当該課程の修了に必要な総授業時数の２分の１を超えない範囲で、当該課程における科目の履修とみなす。

（授業の方法）

第１６条の２　本校の授業は、教室等において行う対面授業にて履修させる方法の他、多様なメディアを高度に利用して教室以外の場所で履修させる方法（以下「メディアを利用して行う授業」という）で行うことができる。

２　メディアを利用して行う授業は、毎回の授業において、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せて行い、かつ、当該授業に関する生徒の意見交換の機会を確保し、当該課程の修了に必要な総授業時数の４分の３を超えない範囲で履修させる。

３　前項の規定にかかわらず、未来こども科のメディアを利用して行う授業は、指定保育士養成課程の修了に必要な８０単位の内、３０単位を超えない範囲で履修させる。

（卒業証書の授与）

第１７条　校長は、所定の課程を修了し、合格を認定した者には、当該課程の名称及び修業年限を記入した卒業証書を授与する。

（称号の授与）

第１８条　前条により、以下の課程、学科を修了した者には右欄に記載する専門士の称号を授与する。

課程名	学　科　名	専門士の称号
文化・教養	グラフィックデザイン科	専門士（文化・教養専門課程）
文化・教養	メイク・ブライダル科	専門士（文化・教養専門課程）
工　業	デジタルコンテンツ科	専門士（工業専門課程）
工　業	セキュリティネットワーク科	専門士（工業専門課程）
工　業	ＡＩ×コンピュータ科	専門士（工業専門課程）
工　業	ゲームクリエイト科	専門士（工業専門課程）
工　業	ＣＡＤデザイン科	専門士（工業専門課程）
工　業	国際ＩＴ・ＣＡＤ科	専門士（工業専門課程）
商業実務	医療事務科	専門士（商業実務専門課程）
商業実務	国際観光・ビジネス科	専門士（商業実務専門課程）
教育・社会福祉	未来こども科	専門士（教育・社会福祉専門課程）
教育・社会福祉	国際介護福祉科	専門士（教育・社会福祉専門課程）

（単位制による学科に係る読替え）

第１９条　単位制による学科に係る第１４条から第１６条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」とする。

第５章　入学・退学・休学・転学及び除籍等

（入学時期）

第２０条　本校の入学時期は、４月１日とする。ただし、附帯事業の教育課程の入学時期は、校長が定める。

（入学手続）

第２１条　本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に最終卒業学校の調査書並びに入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。

２　前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行うものとする。

３　選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金・授業料等その他の費用を納付し、所定の書類を提出して入学手続きを完了しなければならない。

４　校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第２２条　次の各号のいずれかに該当する者で、本校に編入学を志願する者があるときは、選考の上教育上支障がない場合、相当年次に編入学を許可することができる。

（１）大学を卒業した者

（２）短期大学又は高等専門学校を卒業した者

（３）専修学校の専門課程を卒業した者

（４）大学・短期大学等に一定期間在学し、所定の単位を修得して退学した者

２　編入学を許可された者の手続きは、前条第３項及び第４項を準用する。

（連帯保証人）

第２３条　入学を許可された者は、連帯保証人と連署した本校で定める誓約書を、入学日までに校長に提出しなければならない。

２　連帯保証人は、生徒の一身上について責任を負うものとする。

（退学・復校）

第２４条　退学しようとする者は、連帯保証人と連署した本校で定める退学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

２　退学後、１年以内に復校を希望する者は、連帯保証人と連署した本校が定める復校願を、校長に提出しなければならない。

３　校長は、欠員あるときは学力を検定し、相当学年に復校を許可することができる。

４　復校を許可された者の手続きは、第２１条第３項及び第４項を準用する。

（休学・復学）

第２５条　病気又はやむを得ない理由により１か月以上休学しようとする者は、診断書又は理由を証するに足りる書類を添え、連帯保証人と連署した本校で定める休学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

２　校長は、教育上必要があると認めたときは、１か月以上１年以内の期間で、休学を許可することができる。

３　休学の期間を延長しようとするときは、改めて校長の許可を得なければならない。

４　休学中の者が復学しようとするときは、連帯保証人と連署した本校が定める復学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

（転　学）

第２６条　転学しようとする者は、連帯保証人と連署した本校が定める転学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

２　前項の転学願を適当と認めたときは、校長は、その理由を記し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

（転入学）
第２７条　本校への転入学を希望する者のあるときは、校長は、選考の上教育上支障がない場合、転入学を許可することができる。
２　転入学を許可したときは、校長は、その旨を転学前の学校の校長に通知し、指導要録の写しその他必要な書類の送付を受けなければならない。
３　転入学を許可された者の手続きは、第２１条第３項及び第４項を準用する。

（転　科）
第２８条　転科は、校長が特別の理由があると認め、かつ、転科後その学科に必要な単位数を修得する見込みがあるときに限り、これを許可することができる。
２　生徒が転科しようとするときは、連帯保証人と連署した本校が定める転科願を、校長に提出しなければならない。

（除籍・復籍）
第２９条　校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍する。
（１）死亡または行方不明の者
（２）正当な理由なく第３５条の期限内に授業料を納付せず、督促してもなお納付しない者
２　除籍されて復籍を希望する者は、連帯保証人と連署した本校が定める復籍願を提出し、授業料を納入しなければならない。
３　前項の復籍願の提出期間は、除籍が決定した日から２週間以内とする。

（欠　席）
第３０条　生徒が疾病その他やむを得ない理由により欠席する場合は、その理由を付し、届けなければならない。

（出席停止）
第３１条　校長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）及び学校保健安全法施行規則（昭和３３年文部省令第１８号）第１８条で規定する感染症にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

第６章　職員組織

（職員組織）
第３２条　本校の職員組織は、次のとおりとする。
（１）校　　長　　１人
（２）教　　員　１２人以上
（３）事務職員　　２人以上
（４）学 校 医　　１人
２　前項職員のほか、必要により助手を置くことができる。
３　校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

（職員会議）
第３３条　学務の運営の充実と教育の向上、効率化を図るため、職員会議を置く。
２　職員会議は、校長の定める職員をもって構成し、校長が召集、主宰する。

第７章　入学検定料・入学金及び授業料

（学費等の額）
第３４条　入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表（２）による。
２　附帯事業の教育課程に係る学費等は、校長が別に定める。

（学費の納期）
第３５条　授業料は、別に定める期日までに納付しなければならない。

（返　還）
第３６条　既に納付した入学検定料、入学金及び授業料は返還しない。
２　前項の規定にかかわらず、次の場合は授業料を返還することがある。
（１）入学手続きを完了した者が辞退して授業を受けない場合
（２）校長が特別の理由があると認めた場合

（入学検定料・入学金及び授業料の減免等）
第３７条　本校において特に必要と認めた場合、入学検定料・入学金及び授業料の減免を行うことができる。なお、減免に関する規則は別に定める。
２　休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

第８章　賞　罰

（褒　賞）
第３８条　校長は、他の生徒の模範となる者を褒賞することができる。

（懲　戒）
第３９条　校長は、教育上必要があると認めた場合には、生徒に対し懲戒を行うことができる。ただし、退学又は停学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うことができる。
（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者
（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
（３）正当な理由がなくて出席が常でない者
（４）学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反した者
２　退学又は停学を命じたときは、その旨を連帯保証人に通知する。

第９章　生徒心得

（生徒の遵守事項）
第４０条　生徒の遵守すべき事項は、校長が別に定める。

第１０章　研究生・委託生及び科目等履修生及び外国人留学生

（研究生）

第４１条　本校の課程を卒業した者が更に高度の技術の研究を希望する場合は、職員会議に諮り、１年間研究生として在学を許可することができる。

２　研究生の学費は、校長が別に定める。

（委託生）

第４２条　官公庁その他から委託を受けた場合は、委託生として取り扱う。

２　委託生に関する細則は、その都度委託者と校長が協議して定める。

（科目等履修生）

第４３条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

２　その他科目等履修生に関する事項は、校長が別に定める。

（外国人留学生）

第４４条 外国人で本校に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

２　外国人留学生に関する規則は別に定める。

第１１章　雑　則

（健康診断）

第４５条　学校保健安全法第１３条の規定に基づき、健康診断を毎年１回、別に定めるところにより実施する。

（細　則）

第４６条　この学則の実施に関し必要な細則は、校長が別に定める。